

第3章 計画の基本的な考え方

1. 本計画におけるスポーツの定義

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）において、スポーツは「世界共通の人類の文化」「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵（かん）養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」であるとされています。「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない」とも記述されており、スポーツは国民の生活を豊かにしていくものの一つに位置づけられています。

本計画では、「スポーツ」を幅広く捉え、野球やサッカーなど一定のルールに基づいて勝敗や記録を競う競技スポーツだけでなく、体力づくりや介護予防等を目的とした体操やウォーキング、遊びや楽しみを目的としたレクリエーション活動など、身体活動のすべてをスポーツとして捉えます。

2. 基本理念

スポーツは、人生を充実させ、豊かなものにします。また、スポーツは、子どもや青少年の心身の健全育成や基礎体力の向上、人々の健康増進を図るうえで欠かせないものです。生涯を通じてスポーツに親しむことは、活力のある暮らしを送ることにつながるといえます。

また、スポーツを通じて人と人、地域と地域の交流を促進することは、地域経済の活性化や、対外的な本市のPRにつながる可能性も持っています。スポーツを推進することは、まちの魅力を高めることに大きな効果をもたらすといえます。

こうした考えを踏まえて、市民がスポーツを身近に感じられるとともに、気軽にスポーツを「する」「みる」「ささえる」ことでスポーツに多様な形でかかわることができるようにしていくことが大切です。

本計画では、「だれもが・いつでも・どこでも・いつまでも スポーツを楽しめるまち」を基本理念に掲げて、生涯を通じてスポーツに親しむことのできる環境づくりと、スポーツを通じた本市全体の活力向上を推進していきます。

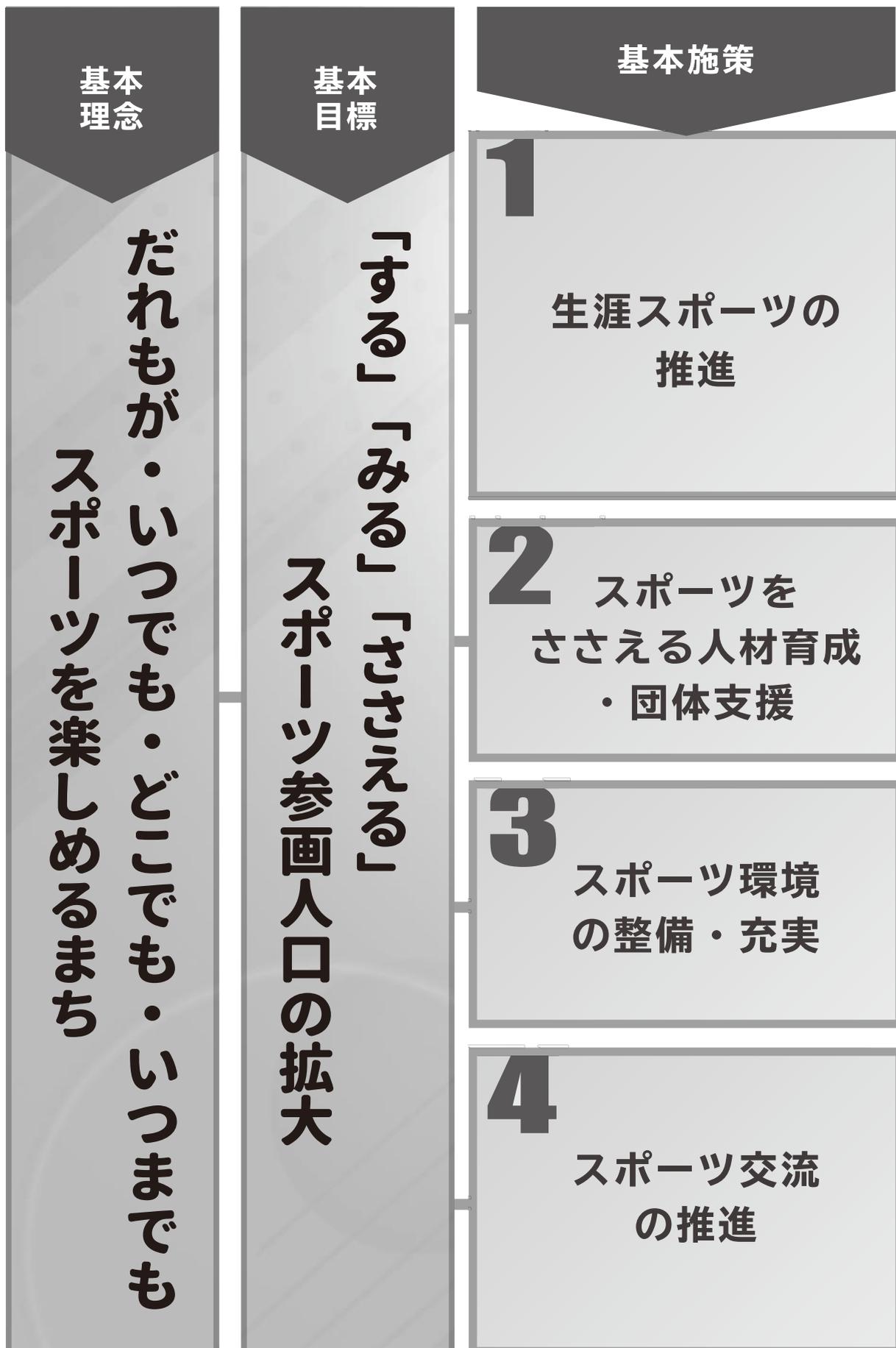
だれもが・いつでも・どこでも・いつまでも スポーツを楽しめるまち

3. 基本目標

基本理念の実現に向けて、本計画で達成を目指すべき基本目標を以下の通り設定します。

「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大

4. 施策の体系



施 策	施策の方向性
(1) 子どものスポーツ活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 「する」「みる」スポーツのきっかけづくり ② 運動習慣の定着による体力向上
(2) 働き盛り世代・子育て世代のスポーツ活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 企業・事業所等におけるスポーツ活動の推進 ② スポーツ活動の習慣化の推進
(3) 高齢者スポーツの推進	<ul style="list-style-type: none"> ① スポーツを通じた健康づくりの推進 ② 生きがい・楽しみにつながるスポーツ環境づくり
(4) 障害者スポーツの推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 障害者スポーツの普及 ② 各種スポーツ団体との連携
(1) スポーツをささえる人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ① スポーツ指導者の育成 ② スポーツボランティアの育成
(2) スポーツをささえる団体の支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 各種スポーツ競技団体の支援 ② 総合型地域スポーツクラブ等との連携
(1) スポーツ環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ① スポーツ施設の維持・改修 ② 総合体育館の整備
(2) スポーツ環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 身近なスポーツ環境の充実 ② スポーツ関連情報の発信
(1) 合宿・各種競技大会の誘致	<ul style="list-style-type: none"> ① 豊かな地域資源の活用 ② 官民連携による拠点機能の充実
(2) 自転車を活用した交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① プロサイクリングチームとの連携 ② 自転車を活用した交流人口の拡大
(3) スポーツを通じた交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 周辺市町との広域連携事業の推進 ② 海外の国や都市とのスポーツ交流の推進

5. 数値目標

市民の誰もが継続してスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会を実現するため、本計画では、基本施策及び施策ごとに数値目標を以下の通り設定します。

基本施策	目標指標	現状値 令和元年度 (2019)	目標値 令和8年度 (2026)
1 生涯スポーツ の推進	成人の週1回以上のスポーツ実施率	43.0 %	54.0 %
	(1) 子どものスポーツ活動の推進 新体カテストで全国の平均を上回る種目数※1	17 種目	22 種目
	(2) 働き盛り世代・子育て世代のスポーツ活動の推進 30・40代の週1回以上のスポーツ実施率	31.8 %	43.0 %
	(3) 高齢者スポーツの推進 60・70代の週1回以上のスポーツ実施率	50.9 %	62.0 %
	(4) 障害者スポーツの推進 障害者スポーツ事業参加者数	581 人	650 人
2 スポーツを ささえる 人材育成・ 団体支援	(1) スポーツをささえる人材の育成 市内在住の有資格スポーツ指導者数※2	271 人	300 人
	(2) スポーツをささえる団体の支援 市スポーツ祭参加者数	10,320 人 (H29～R1 平均値)	11,350 人
3 スポーツ環境 の整備・充実	(1) スポーツ環境の整備 公共スポーツ施設の利用者数	1,022,787 人 (H29～R1 平均値)	110 万人
	(2) スポーツ環境の充実 学校体育施設利用者数	672,062 人 (H29～R1 平均値)	74 万人
4 スポーツ交流 の推進	(1) 合宿・各種競技大会の誘致 市コンベンション等開催事業補助金申請のあった スポーツ大会参加者宿泊総数	16,779 泊 (H29～R1 平均値)	2 万泊
	(2) 自転車を活用した交流の推進 サイクルステーションの利用者数	—	2,500 人
	(3) スポーツを通じた交流 本市と関係のある海外都市とのスポーツを通じた 交流事業数	1 事業	5 事業

※1 新体カテストの種目数…8種目×4（小学6年生男子・女子、中学3年生男子・女子）全32種目

※2 有資格スポーツ指導者…日本スポーツ協会公認スポーツ指導者

6. SDGsの理念に沿った取組の推進

本市は、SDGs（持続可能な開発目標）の理念に沿った基本的・総合的な取組を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市である「SDGs未来都市」に、令和2（2020）年7月17日に選定されました。また、『第六次富士市総合計画』においても、SDGsの視点に沿ったまちづくりを推進していきます。

本計画においても、4つの基本施策ごとに関連するSDGsの目標を設定し、地域や関係団体など社会における様々な担い手と連携しながら、スポーツを推進していくとともに、持続可能な社会づくりに貢献できるよう努めます。



■特に本計画と関連する目標

	<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>
	<p>4 質の高い教育をみんなに</p> <p>すべての人々に包括的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。</p>
	<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>